

お客さま 各位

稚内信用金庫

各種預金規定の改正について

稚内信用金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向け、下記のとおり各種預金規定を改正しますので、ご案内申し上げます。

記

1. 主な改正理由

2026年9月30日を以って、他行が支払地となる手形・小切手の預金入金の受付終了のため

2. 改正日

2026年10月1日

3. 改正規定および改正箇所（下線部分改正）

（1）当座勘定規定（一般用）

（改正後）	（改正前）
第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。

（2）普通預金（決済用普通預金を含む）規定

（改正後）	（改正前）
2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

(3) 貯蓄預金規定

(改正後)	(改正前)
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

(4) 納税準備預金規定

(改正後)	(改正前)
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

(5) 積立定期預金規定

(改正後)	(改正前)
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(6) 定期預金規定集

(改正後)	(改正前)
定期預金共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	定期預金共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(7) 定期積金（スーパー積金）規定

(改 正 後)	(改 正 前)
2. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、 その証券類が決済された日を払込日としま す。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所 とする手形または小切手は受入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、 その証券類が決済された日を払込日としま す。

(8) 通知預金規定

(改 正 後)	(改 正 前)
3. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、 その証券類が決済された日を預入日としま す。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所 とする手形または小切手は受入れません。</u>	3. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、 その証券類が決済された日を預入日としま す。

以 上